

意見書

平成 15 年 10 月 28 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

ゆうびんばんごう  
郵便番号 103 - 0015

とうきょうとちゅうおうくにはほんばしはこざきちょう  
東京都中央区日本橋箱崎町 24 - 1

そふとばんくびびーかぶしかいしゃ  
ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

「電波有効利用政策研究会 第三次報告書(案) - 小電力無線局の発展動向と電波再配分への諸課題 - 」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「電波有効利用政策研究会 第三次報告書(案) - 小電力無線局の発展動向と電波再配分への諸課題 - 」に対する意見

近年の無線 LAN の普及は、無線利用に際し免許が不要であり、かつ電波利用料が不要であることによるところが大きいと考えられます。

免許が不要な周波数帯は、免許取得手続きを省くことで利用が促進され、また機器メーカーが自由に各種の応用を開発し、新規事業者や機器メーカーの事業への参入が容易になることにより競争が促進され、安価で利用しやすい環境が作り出されていると考えられます。

この免許が不要な周波数帯の拡大については、国際的な合意事項であり、日本においてもその実現に最大限の努力が求められているものであります。

しかし、本報告書案に盛り込まれている「電波の再配分にかかる費用」を徴収するという考え方は、免許が不要な周波数帯の基本的な考え方に反するものであり、産業界の要請にも反するものであります。

5GHz 帯における無線 LAN の普及、発展のために費用負担のあり方については是非再検討を行なっていただき、「電波の再配分にかかる費用」を徴収しないという方針により、5GHz 帯における免許が不要な周波数帯の拡大を願うものであります。

-以上-